

再利用自転車を 譲渡します!!



再利用自転車とは

路上や駐輪場に放置された自転車を福井市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、撤去・保管した後、長期間返還できず、所有権が市に帰属した自転車を、資源の有効活用を図ることを目的とし再利用自転車として無償譲渡いたします。

譲渡を受けることができる団体

- ① 福井市が認定する自転車利用サポーター
- ② 公共団体
例：地方公共団体、公共組合、営造物法人
- ③ 公共的団体
例：農業協同組合、商工会議所等の産業経済団
- ④ 公益企業
例：電気、ガス、水道等の諸事業を営む企業

さらにこんな効果も…

- 自転車放置防止意識の向上
- 健康増進に伴う業務能率向上
- 環境にやさしい団体のイメージ向上
- 業務車両の削減、社用駐車場の縮減
etc.

申請方法

- ・再利用自転車譲渡申請書（裏面）に必要事項を記入し、自転車利用推進課へ提出してください。
※申請書様式は、市のホームページからもダウンロードできます。
- ・譲渡手数料は無料です。
ただし、自転車防犯登録料が別途必要です。
防犯登録料 600円/1台

譲渡要件

- ・自転車は現状渡しであるため、安全に使用できるよう整備及び点検を行うこと。
- ・譲渡後、速やかに自転車防犯登録を行い、防犯登録票の写しを提出すること。
- ・他者に売却しないこと。
- ・処分する際は、自らの責任において適正に行うこと。
- ・市は使用により生じた損害等について、一切責めを負わないこと。

※台数、種類にお応えできない場合がございます。

【お問い合わせ先】

福井市 都市政策部 自転車利用推進課 0776-20-5387

(様式第1号)

再利用自転車譲渡申請書

年 月 日

福井市長 あて

申請者 所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

再利用自転車の譲渡を受けたいので、福井市放置自転車の再利用に関する要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
譲渡希望台数	台
譲渡希望日	年 月 日
備考	